

別表1（第3関係）

事業実施主体	事業内容	対象経費
<p>下記のいずれかとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・商工会議所 ・商工会 	<p>下記の要件を全て満たす取組であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルポイント活用推進計画の認定等に関する取扱要領（令和7年3月19日制定）により県の認定を受けた、デジタルポイント活用推進計画に基づく事業であること。 ・デジタルポイントの利用施設が下記①から③を含んでいないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む施設。 ②経営者又はその法人の役員が、暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等である施設。 ③経営者又はその法人の役員が、暴力団又は暴力団員等との関係を有し、あるいは、暴力団又は暴力団員等から出資等の資金提供を受けている施設。 ・関係する法律を遵守した上で、デジタルポイントの発行及び利用対象とするサービスの選定が行われること。 	<p>別表2に掲げる区分のいずれかに該当し、かつ、下記の要件を満たす経費であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本補助金の交付決定日以後に執行した経費であり、交付決定のあった日の属する県の会計年度の2月28日までに支払を完了したもの。 ・市町村による商工会議所及び商工会への間接補助も本事業の対象とする。

別表2（第4関係）

経費区分	補助率	補助上限額（推進計画の年次により変動）		
		1年目	2年目	3年目
<p>①デジタル商品券の発行に要する経費（または、デジタル商品券発行の前段階としてポイント制度を普及するために行う、ポイント付与事業に要する経費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入金額に対して上乘せを行い、「割増商品券」としてポイントを発行する場合における、割増分に相当するポイント原資。 ・なお、認定されたデジタルポイント活用推進計画で、2年目以降に割増商品券としてのポイント発行を予定している場合に限り、1年目の取組として実施する、ポイント制度の普及を目的としたポイント付与事業（先着、抽選または一律で住民にポイントを付与する等の事業）に要するポイント原資も、本区分の経費として認める。 	①1/2 以内	①300 万円またはデジタル商品券購入金額の 20%のいずれか低い金額	①150 万円またはデジタル商品券購入金額の 20%のいずれか低い金額	①なし
<p>②デジタルポイントの用途拡大に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント、アンケート、ボランティアへの参加を誘導する等、経済活性化に加え、別の目的をもってデジタルポイントを発行する事業におけるポイント原資。 	②1/2 以内	②50 万円	②25 万円	②なし
<p>③アプリの使用料及び広報に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アプリの使用料、システムの運営及び保守管理に要する費用。 ※アプリの開発費及びシステム管理に必要なパソコン等の機器導入経費は含まない。 ・住民や店舗に制度を周知するために必要なパンフレット、デジタルポイントの利用方法を記載したチラシの作成、住民及び店舗を対象として開催する説明会の開催等、事業の広報に必要な経費。 	③1/2 以内	③50 万円	③50 万円	③50 万円

※ポイントの発行数に応じてシステム運営業者等から課される手数料は、いずれの区分においても対象とはしない。

※補助上限額は、デジタルポイント活用推進計画を申請したグループ全体の上限額である点に注意すること。